財政の現状と今後の改革方向

政策研究大学院大学特別教授

井堀利宏



厳しい財政再建の道筋消費税増税意図の不透明化と

性対策としての所得再分配効果はほとんど期性対策としての所得再分配効果はほとんど期間対策としての所得再分配効果はほとんど期間対策としての所得再分配効果はほとんど期間対策としての所得再分配効果はほとんど期間対策としての所得再分配効果はほとんど期間対策としての所得再分配効果はほとんど期間対策としての所得再分配効果はほとんど期間対策としての所得再分配効果はほとんど期間対策としての所得再分配効果はほとんど期間対策としての所得再分配効果はほとんど期間対策としての所得再分配効果はほとんど期間が対策としての所得再分配効果はほとんど期間が対策としての所得再分配効果はほとんど期間が対策としての所得再分配効果はほとんど期間が対策としての所得再分配効果はほとんど期間が対策としての所得再分配効果はほとんど期間が対策としての所得再分配効果はほとんど期間が対策としての所得再分配効果はほとんど期間が対策としての所得再分配効果はほとんど期間が対策としての所得再分配効果はほとんど期間が対策という。

待できない。こうした何でもありの対応策で

ると、財政再建の道筋は厳しいままである。

ところで、安倍首相の方針どおり今後10年ところで、安倍首相の方針どおり今後10年の間に財政状況はますます悪化する。すでにの間に財政状況はますます悪化する。すでにの間に財政状況はますます悪化する。すでに医療・介護需要など社会保障歳出の増大が避医療・介護需要など社会保障歳出の増大が避に回す余裕もない。団塊の世代が後期高齢者に回す余裕もない。団塊の世代が後期高齢者に回す余裕もない。団塊の世代が後期高齢者になる2025年ごろには、勤労世代の人数も1人あたり所得もその増加が期待できないも1人あたり所得もその増加があけできない。なる消費税増税なしで財政再建が実現できるほど、日本財政の見通しは甘くない。まして消費税増税なしで財政再建が実現できるほど、日本財政の見通しは甘くない。まして消費税を増税しても歳出がさらに放漫化するほど、日本財政の見通しは甘くない。まして消費税増税の意図が不透明になった。

て消費税以外の税収を確保することも重要でろう。さらに、所得税の課税ベースを拡大し税率を早めにかつ小刻みに引き上げるべきだ化にコミットする姿勢を明確にすべく、消費財政運営と税制を抜本的に見直し、財政健全

今後の消費税増税時の改善点

ある。

会員気対策もやめるべきである。むしろ、税 を景気対策もやめるべきである。むしろ、税 を景気対策としては軽減税率でなく、標準税 であり、より公平で効率的である。また、駆 に還付する方が実務上も税制度としても明快 に還付する方が実務上も税制度としても明快 であり、より公平で効率を廃止すべきである。 多い。まずは軽減税率を廃止すべきである。

少子高齢化社会での賦課方式 図表 1

高齢世代の人口が増加

高齢世代の人口 勤労世代の人口 1人あたりの 1人あたりの 受給額 保険料

勤労世代の人口が減少

る

は固定資産税の増税で対処するのが一案であ

住宅への消費税を廃止して、その減収分

積立方式の導入 図表 2

シンガポール	積立金制度を採用し、個人勘定への強制貯蓄 による自助
オーストラリア	退職年金基金を整備し、事業主に強制拠出させることで、多くの勤労者が積立方式の年金制度に加入
日本	個人型確定拠出年金「iDeCo(イデコ)」を普 及させ、賦課方式の公的年金をスリム化

定・明確化して、 の自助努力を促すことであ つは、公的保障の範囲を限

将来世代に先送りされている。財政や社会保 なるから、 高齢者になって社会保障需要が急増する事態 障への不安で若い世代の勤労意欲や消費意欲 さらに、巨額の財政赤字の累積で増税負担も 込めないと、若い世代ほど経済状態が貧しく が増加するのは避けられない。経済成長が見 する限り、若年世代、将来世代の保険料負担 化社会では、 も抜本的対応が必要である。 は容易に予想される。社会保険料の負担増に また、2025年以降に団塊の世代が後期 世代間の不公平は解消されない。 賦課方式の社会保障制度を維持 急速な少子高齢

得時に課税するのは消費税とは言えない。す

ベースが消費行為である以上、ストックの取 費課税を再検討すべきだろう。消費税の課税

でに固定資産税が住宅にも課税されている以

再生はままならない。 が萎縮すると、 日本経済の

2つの重要な視点 社会保障制度改革の

ことである。そうすれば、 2つの点が重要である。 革は急務であり、 負担額も減少する。 社会保障歳出も抑制できる をできるだけスリム化する つは、賦課方式の給付水準 抜本的な社会保障制度改 将来世代に転嫁される それには 個人勘定 もう1

> る。 積立金制度を採用し、個人勘定への強制貯蓄 すれば、 金のかなりの割合を自助努力で賄えるように べての勤労者にこの口座を割り当て、 同様の制度であるが、普及は遅れている。 方式の年金制度に加入している。 的に拠出させることで、多くの勤労者が積立 アでは退職年金基金を整備し、事業主に強制 による自助を基本としている。 が重要である。たとえば、シンガポールでは 自助努力で老後の必要資金を準備できるよう 人型確定拠出年金「iDeCo(イデコ)」も すなわち、公的年金改革では、 個人勘定の積立型貯蓄を充実させること 賦課方式の公的年金はスリム化でき オーストラリ わが国の個 勤労世代が 老後資

る。 医療サービスはこれまで同様に公的保険でカ することで、 私的医療保険を活用すべきだろう。 な公平性に一定程度考慮することは可能であ が望ましい。高額療養費の限度額制度を併用 ついては個人勘定の積立方式を導入すること バーするとしても、 さらに、 医療保険についても、 個人勘定を併用しても、 付加的な医療サービスに 個人勘定の 標準的な 社会的

2020 • 2

世代を重視した税財政と社会保障制度の改革 を進めるべきである。 政健全化の道筋を明確に示すとともに、 目先の選挙や景気動向にとらわれずに、 る。

げ時に大幅に消費者価格が上昇しないように

引き上げ前後で消費者価格へ

の転嫁が

より柔軟に生じる方策が望ましい。

さらに、住宅などストック資産に対する消

の表示を外税から内税に変更し、税率引き上

27 月刊 経団連